XI　６次産業化の部

解　　説

この部には、「平成22年度 農業･農村の６次産業化総合調査」の結果及び「平成23年度 ６次産業化総合調査」の結果を収録した。

調査の概要

１　調査の目的及び体系

本調査は、農業者、漁業者等による農水産物の販売戦略及び生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、６次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的としている。

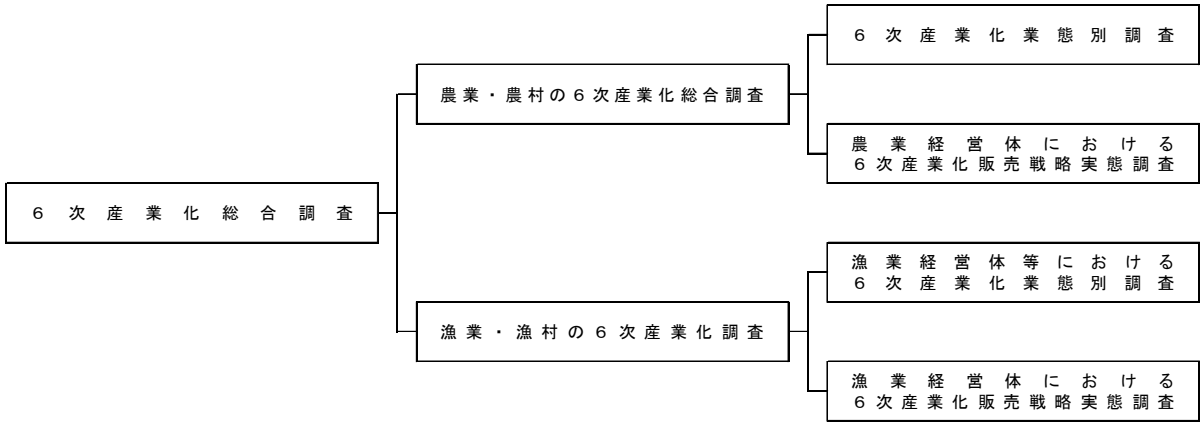

２　調査の対象

(1)　農業・農村の６次産業化総合調査

本調査の対象は次のとおりとし、いずれも標本調査により実施した。

ア　６次産業化業態別調査

2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農業経営体のうち、農産物の加工、観光農園、農家民宿、農家レストラン、海外への輸出を営む農業経営体及び2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）において把握した農産物直売所並びに農業協同組合等からの情報収集により把握した農業協同組合等が運営する農産加工場とした。

イ　農業経営体における６次産業化販売戦略実態調査

2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農業経営体のうち、農産物の直接販売を行っている農業経営体とした。

(2)　漁業・漁村の６次産業化調査

ア　漁業経営体等における６次産業化業態別調査

2008年漁業センサス（海面漁業調査（海面漁業経営体調査））において把握した水産加工業を営む海面漁業経営体及び2008年漁業センサス（流通加工調査）において把握した漁業協同組合が運営する水産加工場（以下「水産加工場」という。）並びに漁業協同組合等からの情報収集により把握した海面漁業経営体及び沿海地区の漁業協同組合等が運営する水産物直売所を対象とし、全数調査により実施した。

イ　漁業経営体における６次産業化販売戦略実態調査

2008年漁業センサス（海面漁業調査（海面漁業経営体調査））において把握した海面漁業経営体のうち、水産物の直接販売を営む海面漁業経営体とし、標本調査により実施した。

３　調査対象期間

調査対象期間は平成23年度（平成23年４月１日～平成24年３月31日）の１年間とした。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成23年度の期間を含む１年間とした。

４　調査方法

本調査は、調査対象者に調査票を郵送で配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送で回収する自計調査とした。

なお、農業・農村の６次産業化総合調査「６次産業化業態別調査」及び漁業・漁村の６次産業化調査「漁業経営体等における６次産業化業態別調査」においては、調査対象者が記入した調査票を郵送又は訪問により回収した。

５　定　義

事業体

農業生産関連事業を営む運営主体をいう。

なお、同一の運営主体で複数の農業生産関連事業を営んでいる場合は、それぞれ１事業体としてカウントした。

雇用者

農業生産関連事業の経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」をいう。

農水産物の直接販売に係る雇用者は、農業経営及び漁業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」をいう。

年間販売金額

農業生産関連事業及び漁業生産関連事業に係る年間販売金額は、１年間（平成23年４月１日から平成24年３月31日）の事業による販売金額をいう。

農水産物の直接販売に係る年間販売金額は、１年間（平成23年４月１日から平成24年３月31日）の農水産物の販売金額をいう。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成23年度の期間を含む１年間とした。

地場産

農産物直売所・農産加工場等で取り扱う農産物の産地について、自家生産物のほか、事業所等の所在する市区町村及びその同一都道府県内の隣接する市区町村（境界が海上の場合は隣接としない。）で生産されたものをいう。

なお、東京都の「特別区」に所在する事業所等については、「特別区」全体で一つの市区町村とみなし、「特別区」に隣接する市で生産された農産物は、地場産としない。

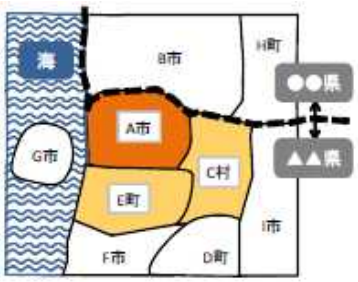

地場産割合

「地場産割合」は、以下のとおり算出した。

$$地場産割合＝\frac{地場産}{農産物の仕入金額}\times 100$$

なお、農産物直売所においては、以下とおり算出した。

$$地場産割合＝\frac{地場産}{農産物の販売金額}\times 100$$

通年営業

各事業において１年を通じて、おおむね１週間に５日以上営業している場合をいう。

なお、通常営業以外の場合を季節的営業とした。

農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア　経営耕地面積が30ａ以上の規模の農業

イ　農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15ａ	⑦肥育牛飼養頭数	１頭
②施設野菜栽培面積	350㎡	⑧豚飼養頭数	15頭
③果樹栽培面積	10ａ	⑨採卵鶏飼養羽数	150羽

	④露地花き栽培面積　10ａ　⑩ブロイラー年間出荷羽数　千羽 ⑤施設花き栽培面積　250㎡　⑪その他　調査期日前１年間における農業生産物の総販売金額50万円に相当する事業の規模 ⑥搾乳牛飼養頭数　１頭 ウ　農作業の受託の事業
農業協同組合等	農業者が相互扶助を目的として、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき自主的に設立する組合で法人格を有しているもの、いわゆる農業協同組合のほか、農業協同組合が50％以上出資する子会社、法人格を有しない任意組合、生産者グループが含まれる。 なお、農業協同組合に属する下部組織を含む。
農業生産関連事業	農業経営体及び農協等による農産物の加工及び農産物直売所、農業経営体による観光農園、農家民宿、農家レストラン及び海外への輸出の各事業をいう。 ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は該当しない。
農産物の加工	農業経営体又は農協等が販売を目的として、自ら生産した農産物をその利用割合の多寡にかかわらず加工していることをいう。
農産物直売所	農業経営体又は農協等が自ら生産した農産物（構成員が生産した農産物や農産物加工品を含む。）を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をするために開設した施設や場所をいう。 なお、市区町村、農協等が開設した施設、道の駅等に併設された施設を利用するもの、果実等の季節性が高い農産物を販売するため、期間を限定して開設されたもの、定期的に開設している朝市などを含む。 ただし、無人販売所、移動販売及びインターネットによる販売は除く。
観光農園	農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験又はほ場を鑑賞させ代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業経営体が旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して代金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業経営体が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して代金を得ている事業をいう。
漁業経営体	利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む世帯又は事業所をいう。
漁業協同組合等	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第２条に規定する漁業協同組合（沿海地区に所在するものに限る。以下同じ。）及び漁業協同組合連合会のほか、漁業協同組合が50％以上出資する会社、漁業協同組合の下部組織、漁業者グループが含まれる。
漁業生産関連事業	漁業経営体又は漁業協同組合等が、自ら又は構成員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物を用いた水産加工又は水産物直売所の事業をいう。
水産物の加工	漁業経営体又は漁業協同組合等が販売を目的として、自ら又は構成員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物を用いて、加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の常時従業者を使用し水産加工品を製造することをいう。
水産物直売所	食品衛生法に基づき都道府県知事の許可を得て、定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十

	分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従事者を使用して、漁業経営体又は漁業協同組合等が自ら又は構成員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物又はその加工品を販売している事業所をいう。
農産物の直接販売	生産者が自ら生産した農産物を「農協及び農協以外の集出荷団体」以外の「卸売市場」、「小売業者」、「食品製造業・外食産業」、「消費者」及び「その他」に販売することをいう。 なお、「農協及び農協以外の集出荷団体」に販売した農業経営体であっても、農産物の一部をそれ以外の「卸売市場」、「小売業者」、「食品製造業・外食産業」、「消費者」及び「その他」のいずれかに販売する場合は、農産物の直接販売を行った農業経営体となる。
水産物の直接販売	漁業経営体が自らの漁業生産によって得られた生産物を、「漁業協同組合以外の卸売市場」、「流通業者・加工業者」、「小売業者」、「外食産業」、「自営業向け」、「海外への輸出」及び「その他」に販売することをいう。 なお、「漁協の市場、荷さばき所」に販売した漁業経営体であっても、自らの漁業生産によって得られた生産物の一部をそれ以外の「漁業協同組合以外の卸売市場」、「流通業者・加工業者」、「小売業者」、「外食産業」、「自営業向け」、「海外への輸出」及び「その他」のいずれかに販売する場合は、水産物の直接販売を行った漁業経営体となる。
農産物の直接販売先	農産物の直接販売における販売先の定義は次のとおり。
卸売市場	卸売市場内の卸売業者又は仲卸業者をいう。
小売業	生鮮食品等を卸売業者、食品製造業及び生産者から仕入れ、一般消費者に販売する事業所をいう。
食品製造業・外食産業	食品製造業とは、農産物を原材料として仕入れ、その原材料を用いて新たな食品を製造し、出荷・販売する事業所をいう。 外食産業とは、飲食料品をその場で飲食させる事業所及び持ち帰りや宅配サービスを行っている事業所をいう。
消費者	一般消費者に農産物を直接販売した場合をいう。
その他	上記に該当しない販売先をいう。（例：食品以外の製造業、学校給食等）
水産物の直接販売先	水産物の直接販売における販売先の定義は次のとおり。
漁協以外の卸売市場	漁業協同組合又は漁業協同組合連合会以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）をいう。
流通業者・加工業者	流通業者とは、低温装置を施した倉庫に物品を保管することを業とする事業者又は鮮魚及び貝類を卸売りする事業者をいう。 加工業者とは、水産物を原料として仕入れ、その原料を用いて新たな食品を製造し、出荷・販売する事業者をいう。
自営業向け	漁業経営体が、自ら運営する「水産加工業」、「水産物直売所」、「漁家民宿」、「漁家レストラン」等に自らの漁業生産によって得られた生産物を使用している場合をいう。
海外への輸出	自らの漁業生産によって得られた生産物を海外へ直接輸出（商社等に、輸出に係る通関手続き等を委託している場合を含む。）している場合をいう。